

議案第98号

つくば市行政組織条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和2年12月4日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市行政組織条例の一部を改正する条例

つくば市行政組織条例（昭和62年つくば市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号を次のように改める。

(5) 福祉部

第2条中第10号を第11号とし、第6号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、同条第5号の次に次の1号を加える。

(6) 保健部

第3条第6号中「保健福祉部」を「福祉部」に改め、同号エからケまでを削り、同条中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 保健部

ア 国民健康保険に関すること。

イ 後期高齢者医療に関すること。

ウ 医療福祉に関すること。

エ 国民年金に関すること。

オ 介護保険に関すること。

カ 保健衛生に関すること。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(つくば市予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正)

2 つくば市予防接種健康被害調査委員会条例（平成元年つくば市条例第21号）

の一部を次のように改正する。

第8条中「保健福祉部」を「保健部」に改める。

(つくば市社会福祉審議会条例の一部改正)

3 つくば市社会福祉審議会条例（平成3年つくば市条例第32号）の一部を次

のように改正する。

第9条中「保健福祉部」を「福祉部」に改める。

(提案理由)

行政組織を改編し、効率的かつ効果的な行政運営を行うため、この条例案を提出するものである。

つくば市行政組織条例（昭和62年つくば市条例第55号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条（略） （部局の設置）</p> <p>第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第158条第1項の規定に基づき、市長公室及び次に掲げる部を置く。</p> <p>(1)―(4)（略）</p> <p><u>(5) 福祉部</u></p> <p><u>(6) 保健部</u></p> <p><u>(7)―(11)</u>（略） （分掌事務）</p> <p>第3条 市長公室及び部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)―(5)（略）</p> <p>(6) <u>福祉部</u></p> <p>ア―ウ（略）</p>	<p>第1条（略） （部局の設置）</p> <p>第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第158条第1項の規定に基づき、市長公室及び次に掲げる部を置く。</p> <p>(1)―(4)（略）</p> <p><u>(5) 保健福祉部</u></p> <p><u>(6)―(10)</u>（略） （分掌事務）</p> <p>第3条 市長公室及び部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)―(5)（略）</p> <p>(6) <u>保健福祉部</u></p> <p>ア―ウ（略）</p> <p><u>エ 国民健康保険に関すること。</u></p> <p><u>オ 後期高齢者医療に関すること。</u></p> <p><u>カ 医療福祉に関すること。</u></p> <p><u>キ 国民年金に関すること。</u></p> <p><u>ク 介護保険に関すること。</u></p> <p><u>ケ 保健衛生に関すること。</u></p>

(7) 保健部

ア 国民健康保険に関すること。

イ 後期高齢者医療に関すること。

ウ 医療福祉に関すること。

エ 国民年金に関すること。

オ 介護保険に関すること。

カ 保健衛生に関すること。

(8)―(12) (略)

第4条 (以下略)

(7)―(11) (略)

第4条 (以下略)

つくば市予防接種健康被害調査委員会条例（平成元年つくば市条例第21号）新旧対照表（附則第2項関係）

改正後	改正前
<p>第1条—第7条（略） （庶務）</p> <p>第8条 委員会の庶務は、<u>保健部</u>において処理する。</p> <p>附則（略）</p>	<p>第1条—第7条（略） （庶務）</p> <p>第8条 委員会の庶務は、<u>保健福祉部</u>において処理する。</p> <p>附則（略）</p>

つくば市社会福祉審議会条例（平成3年つくば市条例第32号）新旧対照表（附則第3項関係）

改正後	改正前
<p>第1条—第8条（略） （庶務）</p> <p>第9条 審議会の庶務は、<u>福祉部</u>において処理する。</p> <p>第10条（以下略）</p>	<p>第1条—第8条（略） （庶務）</p> <p>第9条 審議会の庶務は、<u>保健福祉部</u>において処理する。</p> <p>第10条（以下略）</p>